

(防犯・防災通信) **緑 の 風**

西町町会 防犯・防災部長



◇【防犯・交通事故】

●令和6年11月1日道路交通法の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

- ・スマートフォンなどを手に保持して、(停止中の操作は対象外)
 1. 自転車に乗りながら通話する行為、
 2. 画面を注視する行為・・・(2秒以上といわれています)
 - 違反者は6月以下の懲役または10万円以下の罰金
 - 交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転及び幫助
 1. 自転車の酒気帯び運転の禁止
 2. 酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して
 - 違反者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - 自転車の提供者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - 酒類の提供者・同乗者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車は、道路交通法では「軽車両」と位置付けられており「車のなかま」です。
ヘルメットを着用し交通ルールを遵守しましょう。

●長野県内の人身交通事故発生状況 (令和6年) (長野県警 HP より)

令和6年	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
10月20日現在	3,869	46	4,667
前年比 (増減率)	8 (0.2%)	16 (53.3%)	64 (1.4%)

●特殊詐欺・強盗事件等への対策について (自分自身が被害者にならないために)

1. 自宅の固定電話が危ない→留守番電話の設定、防犯対策機能つき電話機の導入
 - 知らない番号からの電話は出ない 番号非通知はブロック
 - 外国からの電話の利用休止
2. インターネットバンキングの開設・送金は要注意！手軽な副業、SNS 広告に要注意！

◇【防災】 大地震は突然発生します。慌てずに対応しましょう！

「地震 その時 10のポイント」

《地震時の行動》	
1. 地震だ！ まず身の安全 ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、身の安全を最優先に行動する。 ・丈夫なテーブルの下や物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。	
《地震直後の行動》	
2. 落ち着いて 火の元確認 初期消火 ・火を使っているときは、揺れがおさまってから慌てずに火の始末をする。 ・出火したときは、落ち着いて消火する。	3. あわてた行動 けがの元 ・屋内で転倒・落下した家具類や、ガラスの破片などに注意する。 ・瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので、外に飛び出さない。
4. 窓や戸を開け 出口を確保 ・揺れがおさまったときに、避難ができるよう出口を確保する。	5. 門や扉には 近寄らない ・屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。
《地震後の行動》	
6. 火災や（津波） 確かな避難 ・地域に火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。 ・（旅行中などで）沿岸部では、大きな揺れを感じたり津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。	7. 正しい情報 確かな行動 ・ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。
	8. 確かめ合おう 我が家の安全 隣の安否 ・我が家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。
9. 協力し合って 救出・救護 ・倒壊建物や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。	10. 避難の前に安全確認 電気・ガス ・避難が必要などときには、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難する。

(東京消防庁 HP より)



◎防犯防災通信「緑の風」(カラー版)は、パソコン、スマホで読むことも可能です。

松本市のホームページから➡地域の掲示板➡城北地区➡各町会から➡西町町会へ